

令和 2 年 2 月 2 6 日

議 案

2 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第60号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、監査委員条例及び水道事業の設置等に関する条例において引用する同法の条項番号を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(常総市監査委員条例の一部改正)

第1条 常総市監査委員条例(昭和39年水海道市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(常総市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 常総市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年水海道市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第61号

常総市固定資産評価審査委員会条例及び常総市行政不服審査法施行
条例の一部を改正する条例について

常総市固定資産評価審査委員会条例及び常総市行政不服審査法施行条例の一部
を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67
号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、
その題名の改称等が行われたことから、固定資産評価審査委員会条例及び行政不
服審査法施行条例において引用する同法の名称及び条項番号を改めるため、これ
を提出する。

常総市条例第 号

常総市固定資産評価審査委員会条例及び常総市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

(常総市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 常総市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年水海道市条例第134号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「, 代表者」を「代表者」に改める。

第5条第4項中「, その旨を市長」を「その旨を市長」に改める。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「「情報通信技術利用法」」を「「情報通信技術活用法」」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

第10条第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

(常総市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第2条 常総市行政不服審査法施行条例(平成28年常総市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例について

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96
条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の規定に基づき、同法に定められた事務以外の市の事務において、個人番号
をその内容に含む個人情報を利用しようとする場合は、条例中にこれを規定しな
ければならないことから、新たに個人番号を含む個人情報を利用する事務を追加
するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年常総市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項を次のように改める。

| | | |
|------|--|---|
| 3 市長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報（以下「罹災証明書関係情報」という。）であって規則で定めるもの |

別表第2の9の項中

| | | | |
|------|---|-----------------------|--------|
| 9 市長 | 介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの | を に |
| | | 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの | |

改め、同表の 1 2 の項中

| | | | |
|--------|---|-------------------------|---|
| 1 2 市長 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業に関する事務であって規則で定めるもの | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの | を |
|--------|---|-------------------------|---|

| | | | |
|--------|---|-------------------------|---|
| 1 2 市長 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業に関する事務であって規則で定めるもの | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの | に |
| | | 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの | |

改め、同表の 1 5 の項及び 1 6 の項を次のように改める。

| | | |
|--------|---|--|
| 1 5 市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの |
| 1 6 市長 | 公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）による公営住宅（同法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの |

別表第 2 に次のように加える。

| | | |
|--------|--|-----------------------|
| 1 7 市長 | 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による子どものための教育・保育給付 | 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの |
|--------|--|-----------------------|

| | | |
|-------|---|-----------------------|
| | 若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 18 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

常総市印鑑条例及び常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例の一部を改正する条例について

常総市印鑑条例及び常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、成年被後見人等に係る権利の制限の見直しが行われたことに伴い、印鑑の登録及び多機能磁気カードの交付に係る資格について、成年被後見人に係る規定を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市印鑑条例及び常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例の一部を改正する条例

(常総市印鑑条例の一部改正)

第1条 常総市印鑑条例(昭和57年水海道市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

(常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例の一部改正)

第2条 常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例(平成10年水海道市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

常総市企業立地促進条例について

常総市企業立地促進条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、本市における企業の立地及び雇用の拡大を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的として、事業所の新設又は増設を行う事業者に奨励金を交付することとし、奨励金の交付の要件、手続等を定めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、事業所の新設又は増設を行う事業者に対して必要な奨励措置を講ずることにより、本市における企業の立地及び雇用の拡大を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 統計法（平成19年法律第53号）に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち規則で定める事業（以下「事業」という。）の用に供する工場又は施設をいう。
- (2) 新設 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に事業所を有しない事業者が、市内に新たな事業所を設置すること。
 - イ 市内に事業所を有する事業者が、市内に新たな事業所（既存の事業とは異なる事業の用に供するものに限る。）を設置すること。
- (3) 増設 市内に事業所を有する事業者が既存の事業所を拡充し、又は新たな事業所（既存の事業と同一の事業の用に供するものに限る。）を設置することをいう。
- (4) 常時雇用者 事業者と雇用契約を締結した者であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 雇用期間の定めのない者
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者
- (5) 新規常時雇用者 常時雇用者（事業所の新設又は増設（以下「新設等」という。）に伴い、事業者と新たに雇用契約を締結した者に限る。次号において同じ。）であって、第6条第1項の規定による申請の日（以下「基準日」という。）前の1年間において継続して住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (6) 転入常時雇用者 常時雇用者であって、次のいずれにも該当するものをい

う。

ア 事業者と雇用契約を締結する日以前の2年間において継続して市外に住所を有し、かつ、当該雇用契約の締結日以後に本市に転入した者

イ 基準日以前の1年間において継続して住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者

(奨励金の交付)

第3条 市長は、事業所の新設等を行った事業者が当該事業所の操業を開始した場合に、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) 企業立地奨励金

(2) 雇用拡大奨励金

(企業立地奨励金)

第4条 企業立地奨励金は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に対して交付する。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

ア 新設の場合 新設する事業所に係る土地及び建物（この条例の施行の日以後に取得するものに限る。）の取得価格の合計額が1億円以上であること。

イ 増設の場合 増設する事業所に係る建物（この条例の施行の日以後に取得するものに限る。）の取得価格が5,000万円以上であること。

(2) 基準日において、新設等を行った事業所に係る常時雇用者を5人以上雇用していること。

2 企業立地奨励金の額は、新設等を行った事業所が操業を開始した日以後に課することとなった固定資産税（当該事業所に対して課する固定資産税（土地及び建物に係るものに限る。）に限る。）に相当する額とする。ただし、当該額が2,000万円を超える場合は、2,000万円とする。

3 企業立地奨励金は、前項の規定により算定した額を、新設等を行った事業所が操業を開始した日以後に、最初に固定資産税を課する年度から起算して3年間交付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者が納期限の到来した市税、水道料金その他市の使用料等を完納していない場合は、企業立地奨励金の交付を受けることができない。

(雇用拡大奨励金)

第5条 雇用拡大奨励金は、企業立地奨励金の交付を受けることができる事業者

が新規常時雇用者又は転入常時雇用者と雇用契約を締結した日から基準日までの間、当該新規常時雇用者又は転入常時雇用者を引き続き雇用する場合に交付する。この場合において、雇用拡大奨励金の交付は、一の事業者につき1回限りとする。

- 2 雇用拡大奨励金の額は、新規常時雇用者の数に10万円を乗じて得た額及び転入常時雇用者の数に15万円を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が500万円を超える場合は、500万円とする。

(交付の申請等)

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより市長に交付の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、その旨を当該申請をした事業者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条第2項の規定により奨励金の交付の決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 奨励金の交付の申請の内容に変更があったとき。
- (2) 新設等を行った事業所が操業を休止し、又は廃止したとき。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 新設等を行った事業所が操業を開始した日から10年以内に当該事業所の操業を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止若しくは廃止の状態にあると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたと認められるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが適当でないことを認めるとき。

(立入調査)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査さ

せ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(地位の承継)

第10条 交付決定者に合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じた場合は、市長が認めるときに限り、当該交付決定者の地位を承継することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に事業所の新設等を行う事業者について適用する。

議案第65号

常総市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

常総市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、民法の改正に伴い、市営住宅の入居者に係る連帯保証人の負担額の限度額に係る規定を設けるとともに、不正入居者に係る明渡し請求時の利息の適用利率を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市営住宅管理条例の一部を改正する条例

常総市営住宅管理条例（平成9年水海道市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「市内に住所又は勤務場所を有する者で、」を削り、同条第3項第4号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 入居者の年齢が、同居者（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。）に限る。）の年齢と合計して規則で定める年齢を超えない場合

第11条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条中「第11条」を「第12条」に改める。

第13条第1項中「入居決定者と独立の」を「独立の」に改め、「次の各号のいずれかに該当する」を削り、同項中各号を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「前項各号」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の連帯保証人は、規則で定める極度額を限度として、その履行をする責任を負うものとする。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第27条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該模様替え若しくは増築又は建物若しくは工作物の設置が当該市営住宅の利便の増進に資すると認められるときは、この限りでない。

第32条第1項中「第31条第1項」を「前条第1項」に改める。

第38条及び第39条中「第11条」を「第12条」に改める。

第40条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同条第2項ただし書に該当するときは、この限りでない。

第41条第3項中「年5パーセント」を「法定利率」に改める。

第42条第1項中「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令」を「公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の常総市営住宅管理条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に連帯保証人となる者について適用し、施行日前に連帯保証人となった者については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に到来した支払期に係る改正前の常総市営住宅管理条例第41条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

議案第66号

常総市道路交通円滑化基金条例について

常総市道路交通円滑化基金条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、本市の区域内における道路交通の円滑化の促進を支援するために寄附された寄附金を積み立てるとともに、その適正な管理及び運用を図ることを目的とした道路交通円滑化基金を設置するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市道路交通円滑化基金条例

(設置)

第1条 本市の区域内における道路交通の円滑化の促進を支援するために寄附された寄附金を適正に管理し、これを活用して道路交通の円滑化促進に関する施策の実施に必要な経費の財源に充てるため、常総市道路交通円滑化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する道路交通の円滑化の促進を支援するために寄附された寄附金の額のうち一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、道路交通の円滑化促進に関する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

| 路線名 | 起 点 | 終 点 |
|------|---------|--------|
| 西355 | 鴻野山1024 | 鴻野山885 |

提案理由

本案は、鴻野山地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第68号

常総市公共下水道条例の一部を改正する条例について

常総市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、成年被後見人等に係る権利の制限の見直しが行われたことに伴い、排水設備指定工事店の指定の基準等を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市公共下水道条例の一部を改正する条例

常総市公共下水道条例（平成14年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「次条第1項第4号アからエまで」を「次条第1項第4号アからオまで」に改める。

第8条第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第8条第1項第4号エ中「アからウまで」を「アからエまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条中「変更があったとき」の次に「、第8条第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

第33条中「第17条の3」を「第17条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、水道法の改正に伴い、給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことから、指定の更新に係る手数料を新たに定めるとともに、指定に係る手数料の改定を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例

常総市水道事業給水条例（平成10年水海道市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第29条第4号中「4,000円」を「10,000円」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 給水装置工事事業者指定更新 1件につき5,000円

第32条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第70号

土地改良事業の計画の概要について

土地改良事業の計画の概要を次のように定めたいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業地内において市営の土地改良事業を実施するに当たり、当該土地改良事業の計画の概要を定める必要があることから、土地改良法の規定に基づき、これを提出する。

圏央道常総インターチェンジ周辺地区に係る土地改良事業の計画 の概要

1 目的

農地エリアでは、高生産性の農業経営のモデルケースとなる土地利用を図ることから、本事業の施行によって水田畑地化を基幹とする区画整理を実施し、大区画の畑地を整備する。

2 地区の所在及び現況

常総市三坂町及び三坂新田町

圏央道常総インターチェンジ周辺地区（農地エリア） 約14ヘクタール

3 基本計画

区画整理 13.5ヘクタール

4 換地計画の要領

従前の土地が最も密集した位置を中心に、2団地以下を目標に集団化する。

5 費用の概算

総事業費 70,492千円

6 効果

大区画の畑地が整備されることにより大規模施設園芸及び観光農園の立地が可能となり、農地の高度利用による農業生産性の向上が図られる。

7 他の事業との関係

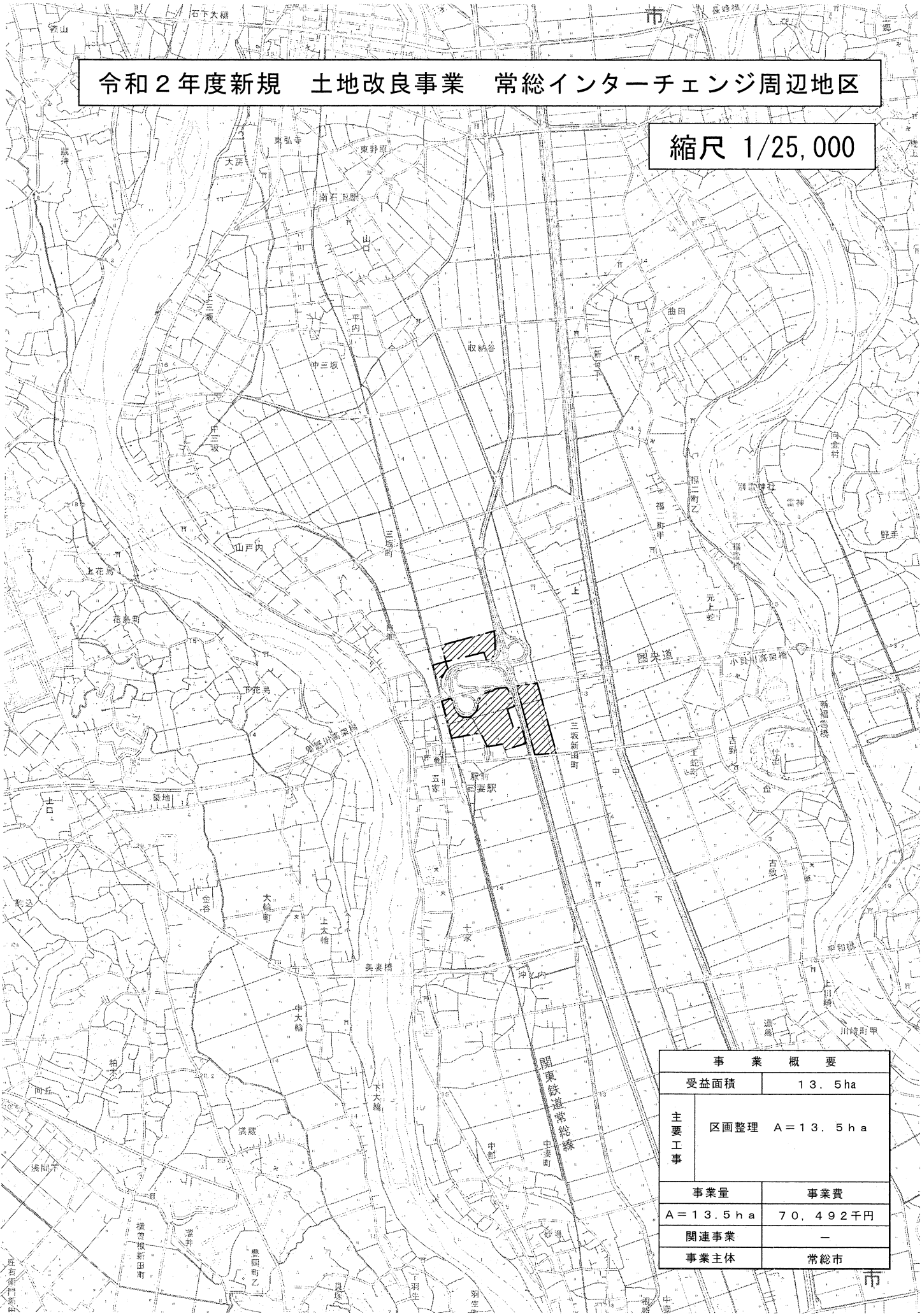
なし

8 計画概要図

別図のとおり

令和2年度新規 土地改良事業 常総インターチェンジ周辺地区

縮尺 1/25,000



| 事業概要 | |
|----------|---------------|
| 受益面積 | 13.5ha |
| 主要工事 | 区画整理 A=13.5ha |
| | |
| 事業量 | 事業費 |
| A=13.5ha | 70,492千円 |
| 関連事業 | — |
| 事業主体 | 常総市 |